平成２５年（フ）第２２１８号
横浜市保土ケ谷区霞台27番１号
債務者　大沼　清彦
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２３６号
神奈川県大和市下鶴間２丁目５番30―306号
債務者　宮田　良子
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２９８号
横浜市神奈川区松見町３丁目４番地11　武田荘２Ｆ
債務者　吉崎　　護
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３１３号
横浜市中区末吉町４丁目83番地　レジデンス荒川504号室
債務者　島田　昭一
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６４７号
栃木県日光市倉ケ崎922番地19
債務者　墓丸谷千恵子
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６５５号
栃木県宇都宮市鶴田町3288番地１　ウィルモア鶴Ｂ101、前住所栃木県鹿沼市見野288番地
債務者　建部　和靖
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６５７号
栃木県宇都宮市大和２丁目７番６号　県営大和住宅３号棟406号室、前住所栃木県宇都宮市宝木町２丁目805番地
債務者　長谷川俊之
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０２６号
東京都東久留米市氷川台１丁目23番９号ヒューチャーハイム氷川台106
債務者　吉野　　優
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２１５９号
横浜市神奈川区三枚町103番地１　ハイツ小川201号
債務者　岡　　信喜
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７６０号
大阪府豊能郡能勢町宿野151番地の548
債務者　古西未樹子
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４０００号
東京都北区東十条３丁目13―18
債務者　関根　　洋
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０８４号
東京都足立区西新井本町５丁目３－９
債務者　氏原　博之
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１５６号
東京都杉並区井草２丁目２―８　ハイム井荻
債務者　田中謙二郎
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１９４号
東京都調布市佐須町４丁目26―13―101
債務者　松本　新治
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１９５号
東京都大田区東蒲田１丁目15―６―301
債務者　佐々木正仙
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１９９号
東京都立川市上砂町１丁目13―１　都営上砂町１丁目アパート８棟501
債務者　久下　光江
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部